

【通信】共架申請の手引き

2020年10月 1日 制定
2025年 4月10日 2次改正

関西電力送配電株式会社

目次

I	総則	3
II	共架条件	4
1	基本的な考え方	4
2	共架をお断りする具体的な内容	4
(1)	共架を認めない「通信線」	4
(2)	共架を認めない「電柱」	4
3	公共性・公益性の確認	5
4	設置基準	5
(1)	共架ポジション（取付位置）	5
(2)	一束化	5
(3)	当社設備との離隔	6
5	工事作業員の条件	6
6	設備保守に関する取扱い	7
7	共架に係る費用	7
(1)	事前調査費用	7
(2)	共架料	7
8	その他注意事項	7
III	申請手続き	8
1	新設・追加	8
(1)	手続きフロー	8
2	廃止	10
(1)	手続きフロー	10
3	名義変更 〈注：受付は当該エリアの関西電力送配電 本部になります。〉	12
(1)	手続きフロー	12
IV	申請書類一覧	14

別添・・・申請様式・記載例一覧（通信）

別添・・・共架申請の手引き（抜粋版：通信・機器）

I 総則

通信線の設置をご検討いただく当社所有の電柱は、電気事業を営むため、行政や地域のお客さまのご理解を得て建てられております。その役割は、電気供給のほか、電話線、街路灯、交通信号、交通標識、CATV施設など、公衆安全や地域生活の一助として、さまざまな目的に役立っております。

このような公共的な設備は、当社が行う電気事業の遂行に支障をきたさないように一定の条件を満たせば、当社の電柱に設置すること（以下、共架（きょうが）という）ができます。

1 目的

本申請手引きは、設備所有者（以下、事業者という）さまが当社の電柱に通信線を適切かつ安全に設備を設置いただくにあたって、注意事項ならびに申請手続きについて定めたものです。そのため、本申請手引きをよくご確認のうえ申請いただきますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

2 全般

本申請手引きに明記していない事項については、電気設備に関する技術基準を定める省令（以下、「技術基準」という）、有線電気通信設備令ならびに有線電気通信設備令施行規則、労働安全衛生法、道路法、道路交通法、民法、河川法等関係法令（各自治体が定める条例を含む。）によるものといたします。

II 共架条件

1 基本的な考え方

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン（総務省）」に基づき、配電柱への共架は、公共性、公益性が認められる通信用ケーブルであり、当社事業の運営ならびに保守保安上支障がなく、周囲の美観を損なう恐れがない範囲において認めます。

2 共架をお断りする具体的な内容

(1) 共架を認めない「通信線」

設備	説明
自営通信線 (プライベートライン)	配電柱は、電気事業の公益性から、公道上の道路占有について、優先的な許可を受けた半ば公的な資産であり、当社はその事業を果たすため、公的通信線の共架要請を優先するものとし、私的な通信線の共架は認めません。
電源線(制御ケーブル)	共架ポジションは、弱電線(通信線)のポジションであるため、作業員の感電災害防止の観点から、電源線(制御ケーブル)の共架は認めません。
当社設備の建設若しくは保守において困難があるもの、その恐れがあるもの	左記のとおり

(2) 共架を認めない「電柱」

原則、以下の電柱には通信線の共架を認めません。

電柱	説明
共架ポジション(電気設備との離隔等)が確保できない電柱	当社の指定する共架ポジションに他社設備が存在し、かつ電気設備との離隔が確保されている場合、一束化を条件として共架を認めます。
当社が5年以内に使用する計画があり、事業者の共架設備を共架することにより当社の事業の支障となる電柱	_____
当社が5年以内に大幅な改修又は移転、地中化する計画がある電柱	当社設備の改修又は移転時、共架設備を速やかに移設することができる場合、共架を認めます。
美化柱等	美化柱等は、自治体や地域の方からの要請により建てられていることから原則認められますが、事業者が道路管理者もしくは土地所有者と協議を行い、承諾が得られたことを当社が文書で確認できる場合、共架可否の検討を行うことが可能です。
民有地に建設されている電柱(本柱のみ)で土地所有者の了承が得られない電柱	土地所有者の承諾が得られない通信線の共架は認めませんが、事業者が土地所有者と協議を行い、承諾が得られた場合、共架可否の検討を行うことが可能です。
設置することにより電柱建替え、装柱変更が必要となる電柱	事業者が、当社電柱の建替えや装柱変更工事の費用を負担し建替え等が完了したものについては、共架を認めます。

3 公共性・公益性の確認

以下のいずれかにより、公共性・公益性を有することを証明していただきます。

- 電気通信法（電気通信役務の提供）放送法（有線ラジオ放送・有線テレビジョン放送の提供）および有線電気通信法（有線放送電話及びビル影等によるテレビ難視聴解消を目的としたものなど）に基づく施設である（有線電気通信設備設置届など）。
- 事業者が公的機関（自治体、警察等、または認定電気通信事業者）である。
- 事業者または当社に対し、公的機関（自治体、警察等）から設置の協力要請文がある。

※行政の補助金交付がある場合は、補助金交付書の写しでも可。

4 設置基準

(1) 共架ポジション（取付位置）

第1ならびに第4ポジションについては、それぞれ当社、NTTの専用ポジションとしています。

事業者の伝送路設備の共架については、原則として第2または第3ポジションとし、当社から回答する共架ポジション（取付高さ）に施設していただきます（図1参照）

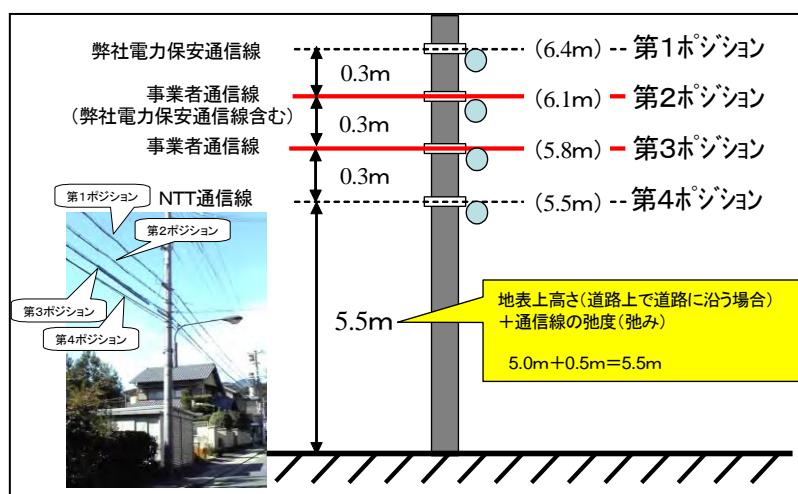


図1. 標準的な共架ポジション（取付位置）

(2) 一束化

電柱の共架ポジション数は、電柱の高さ、道路法上の地上高、電線間の離隔距離等を考慮した場合、共架で使用できるスペースは限定されているため、使用を希望された電柱に対して、複数の事業者からの申込みが重複した場合は、事業者相互においてケーブルの一束化をお願いしています。

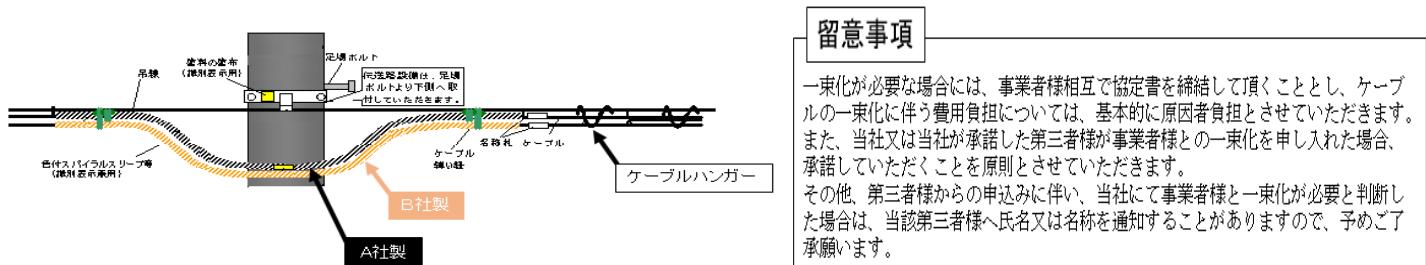
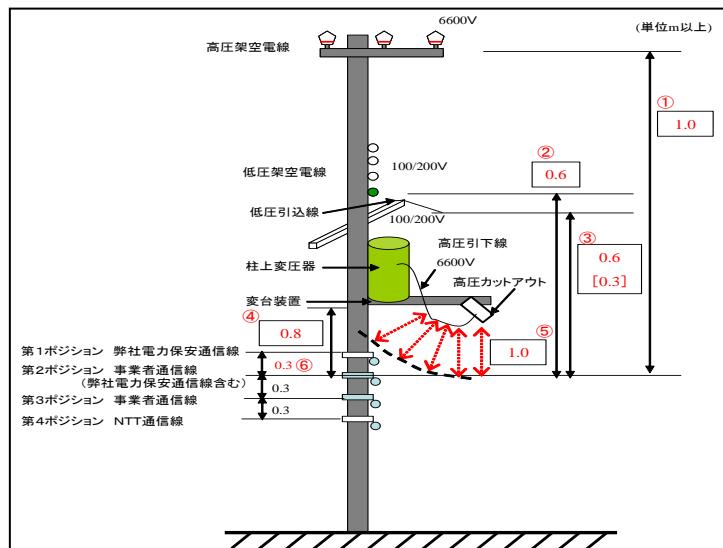


図2. 一束化

(3) 当社設備との離隔

当社設備と伝送路設備との離隔距離は、次のとおりとします。



※第3ポジションへ通信線を施設される場合は、第2ポジションに施設される事業者と当社設備との離隔距離の確保を考え、当社高压引下線より1.3m以上離して施設していただきます。

弊社設備	施設状況	
	同一電柱での離隔距離	交差・接近する場合の離隔距離
① 高圧架空電線	1.0m以上	0.8m以上
② 低圧架空電線 (共同接地線を含む)	0.6m以上	0.6m以上
③ 低圧引込線	0.6m以上 (0.3m以上)※1	0.6m以上 (0.3m以上)※1 (0.1m~0.15m以上)※2
④ 変圧器および変台装置	0.8m以上※3	—
⑤ 高圧カットアウトスイッチ 高圧引下線	1.0m以上	—
⑥ 弊社電力保安通信線 (吊線を含む)	0.3m以上※4	0.3m以上※4

※1: 通信線が技術基準に定める低圧絶縁電線と同等以上の絶縁効力があるもの、または、通信用ケーブルである場合。

※2: 需要場所の引込取付点付近における場合。

※3: 高圧引下線との離隔(1.0m)を確保するための目安となる離隔です。

※4: 弊社から同一ポジションの弊社電力保安通信線と一束化するよう指示をした場合は、⑥の離隔距離によらず一束化することができます。

5 工事作業員の条件

共架物件の工事等を行う作業員は、電気設備を理解し安全に作業を行っていただく必要があるため、電気工作物と作業安全に関して相当の知識を有する方のみとし、具体的には「高圧電気取り扱い」「低圧電気取り扱い」の講習(※)を受講されている方、もしくは当社が認定している方とします。

(※) 労働安全衛生規則第39条に基づき定められた、安全衛生特別教育規程の電気取扱業務に関わる特別教育第5条(高圧)、第6条(低压)に規程する学科特別教育および実技教育を指します。

6 設備保守に関する取扱い

通信線の撤去又は位置変更・改修工事等が必要となった場合は、以下の取扱いとすることを同意いただきます。

(1) 当社から、業務上の理由（電柱建替・移設等）により、通信線の撤去又は位置変更の依頼があった場合、事業者の費用負担で新柱建柱完了連絡日から30日以内（急を要する場合は速やか）に撤去又は位置変更すること。

(1) 通信線の設備保守不備等が確認された場合は、事業者の費用負担で速やかに設備改修を行うこと。

7 共架に係る費用

(1) 事前調査費用

調査にかかる費用は、電柱強度計算、ケーブル敷設状況確認、将来計画の確認、報告書作成などに必要な人件費をもとに計算し、事業者に申請の都度負担していただきます。なお、調査費用については以下のとおりです。

項目	金額
事前調査費用	税抜550円／本 (別途、消費税相当額を加算)

(2) 共架料

共架料については電柱の維持に必要な年間費用を応分にご負担いただく目的から次の算定式に基づき設定しております。単独共架時の共架料ならびに一束化実施時の共架料については、以下のとおりです。

使用形態	金額
単独共架	税抜1,400円／本・年 (別途、消費税相当額を加算)
一束化	税抜1,000円／本・年※ (別途、消費税相当額を加算)

※当社吊線を利用して一束化した場合、吊線使用料として別途税抜300円／本（別途消費税相当額を加算）が必要となります。

使用期間が1年に満たない場合

- ・使用期間が1年に満たない場合については、月割計算とし、1ヶ月に満たない場合は1ヶ月に繰り上げて計算します。
- ・共架料は、原則、効力発生日（有効期間開始日）をもって起算します。

8 その他注意事項

- ・当社との共架契約は事業者（設備所有者）名義で締結させて頂きます。
- ・契約締結には、連帯保証人が必要になります。

※行政機関（市や警察等）自身が契約者の場合を除く（自治会の場合は必要）

- ・事業者（設備所有者）がマンション理事会等の場合、理事会等の印を共架申請書にご捺印いただきます。事業者が個人名義（ビルオーナーなど）の場合、個人の実印をご捺印いただき印鑑証明をご提示いただきます。

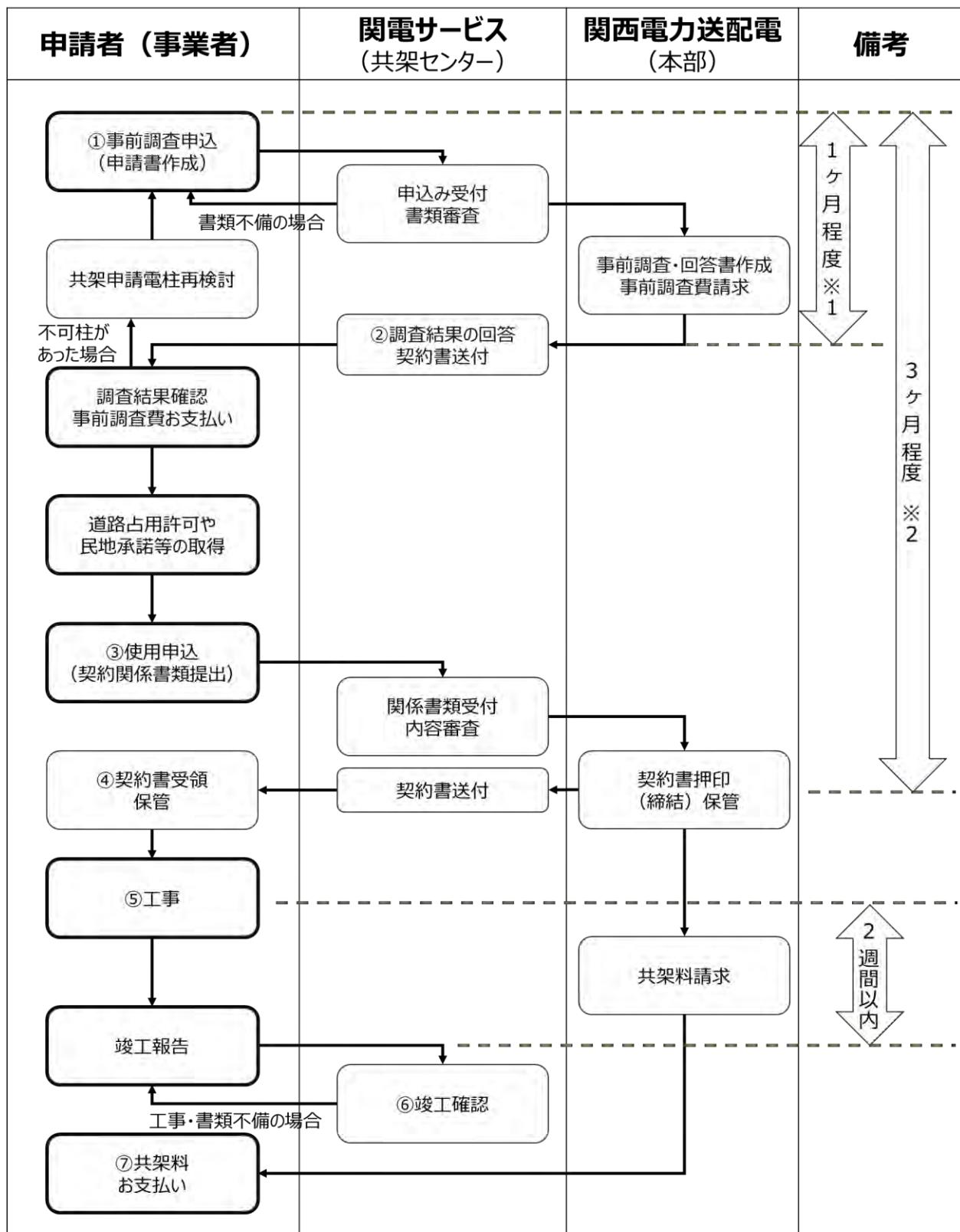
III 申請手続き

1 新設・追加

(1) 手続きフロー

弊社電柱に新たに通信線を設置（新設・追加）する場合の申請フローは、以下のとおりです。

（○数字は、フロー図以降の工程説明の番号に対応しております）



※1…100本程度の申込みの場合

※2…調査結果の回答から使用申込みまでの期間は除く

(2) 手続き内容の説明

①事前調査申込み

事前調査は、ご提出いただいた申請書類の内容審査と共に架可否の技術検討を行います。

②事前調査結果の回答

共架可否判断は、申請電柱の設備状況と建柱時以降の制約事項等を確認し行います。

事前調査結果の回答期間は、事前調査申込を受付してから1ヶ月程度となり、申込件数・本数または他の事業者様からの申込状況により左右されることがあります。

技術検討の費用は、使用申込みの有無に関わらず、事業者様に申請の都度負担していただきます。

調査費用は、以下のとおりです。

項目	金額
事前調査費用	税抜550円／本 (別途、消費税相当額を加算)

③使用申込み（契約関係書類のご提出）

事前調査により共架可能であることが確認されたのち使用申込みをする場合、調査結果の回答日から60日以内に契約関係書類をご提出していただきます。60日以内に使用申込みがなかった場合は、その調査結果は原則として効力を失うこととなりますのでご了承願います。

事前調査受付から使用開始（事業者様が敷設工事をすることが可能となる日）までの期間は、概ね3ヶ月程度です。（ただし、事業者様が使用申込をされるまでの期間、事業者様が準備する資機材等の調達期間、道路占用許可を取得するための期間は含みません）

④共架契約の締結

事業者様と当社にてご使用期間、使用料金等を取り決めた「共架契約書」等を締結いたします。ただし、使用申込み後、6ヶ月以内に契約締結に至らなかった場合については、そのお申し込みは無効となりますのでご了承願います。

⑤工事の着手

共架契約書等の締結後、工事を着手していただきます。

⑥工事の完了

原則として工事完了後2週間以内に工事竣工届の提出等を実施していただきます。

⑦共架料の発生（請求）

共架料は、前払い契約を基本としており、1年分を前年度末までにお支払いいただきます。

年度途中に新規契約となったものは、当年度期間の月割り分をご請求させていただきます。

例）共架本数が1本、料金が年1,400円の契約を10月に締結した場合、

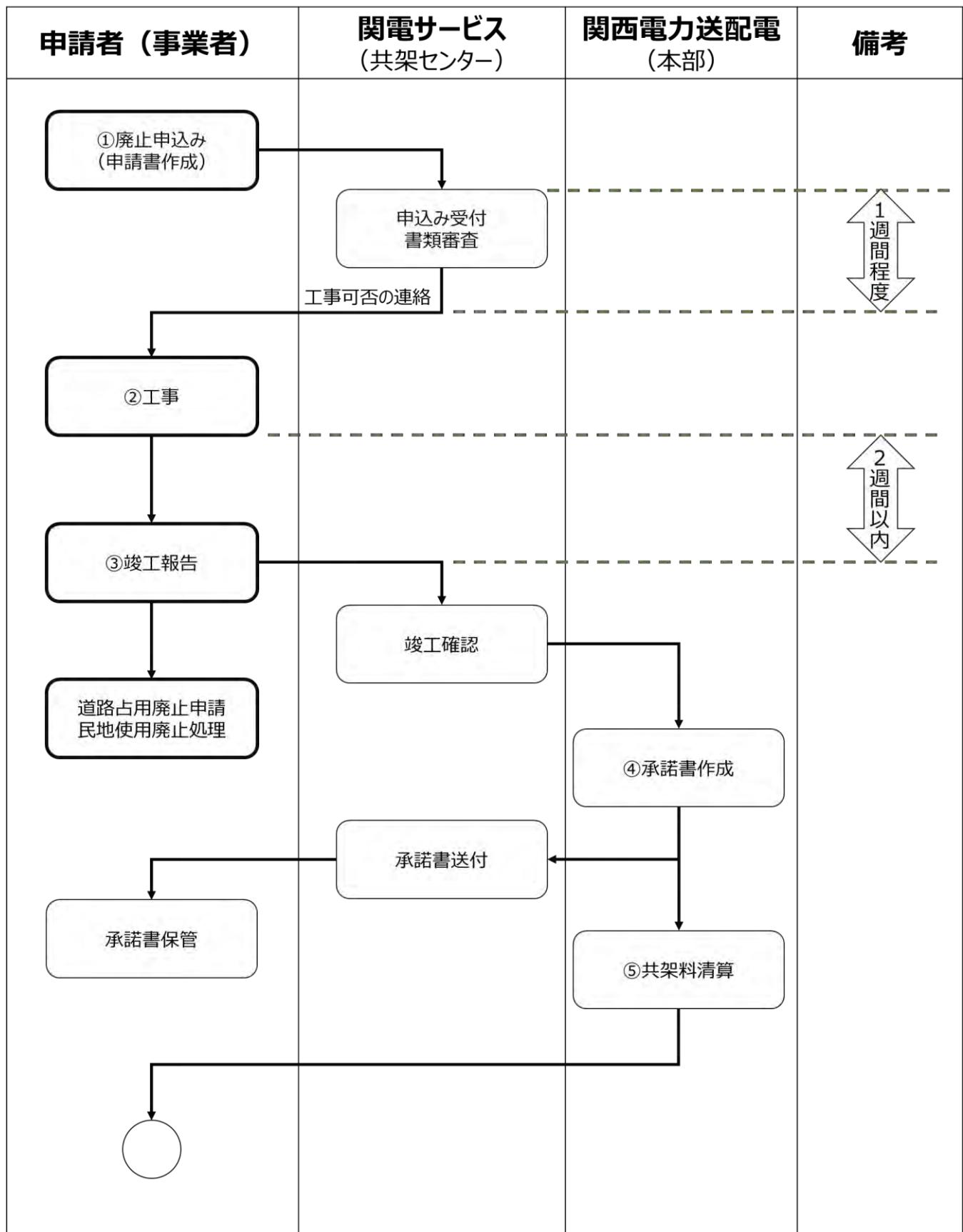
6ヶ月分（10月～3月）の月割り計算

$1,400\text{円} \times [6\text{ヶ月} / 12\text{ヶ月} (1\text{年})] = 700\text{円}$ となります。

2 廃止

(1) 手続きフロー

弊社電柱に共架している通信線を撤去する場合の申請フローは、以下のとおりです。
 (○数字は、フロー図以降の工程説明の番号に対応しております)



(2) 手続き内容の説明

①廃止申込み（廃止申請書類のご提出）

当社電柱へ共架している通信設備を撤去する場合、工事着手前に廃止申請書類をご提出していただきます。ご提出いただいた廃止申請書類の内容審査を行い、書類に不備がなければ審査結果を連絡いたします。

②工事の着手

廃止申請書類の審査結果連絡後、工事を着手していただきます。

③工事の完了

原則として工事完了後2週間以内に工事竣工届の提出等を実施していただきます。

④承諾書の発行

一部廃止の場合は使用電柱本数が変更となるため、承諾書を作成し事業者様へ送付いたします。全部廃止の場合は事業者様と当社で締結している共架契約書が無効となりますので廃止証明書を発行します。

⑤共架料の精算

<前払い契約の場合>

既に当年度共架料をお支払いいただいている場合、未使用期間の月割り分を返戻いたします。

例) 共架本数が1本、料金が年1,400円の契約を12月に廃止した場合、

3ヶ月分（1月～3月）の月割り計算分を返戻

$1,400 \text{ 円} \times [3 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月} (1 \text{ 年})] = 350 \text{ 円}$ となります。

<後払い契約（一部廃止）の場合>

共架料請求時に未使用期間の月割り分を差引きの上、ご請求させていただきます。

例) 共架本数2本、料金が各1,400円／年の契約のうち、1本を6月に廃止した場合、

1本（未廃止分）：12ヶ月分をご請求

1本（廃止分）：3ヶ月分（4月～6月）の月割り計算をご請求

$1400 \text{ 円} + (1400 \text{ 円} \times [3 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月} (1 \text{ 年})]) = 1,750 \text{ 円}$ となります。

<後払い契約（全部廃止）の場合>

契約廃止時に当年度期間の月割り分をご請求させていただきます。

例) 共架本数が1本、料金が年1,400円の契約を12月に廃止した場合、

3ヶ月分（1月～3月）の月割り計算分を請求

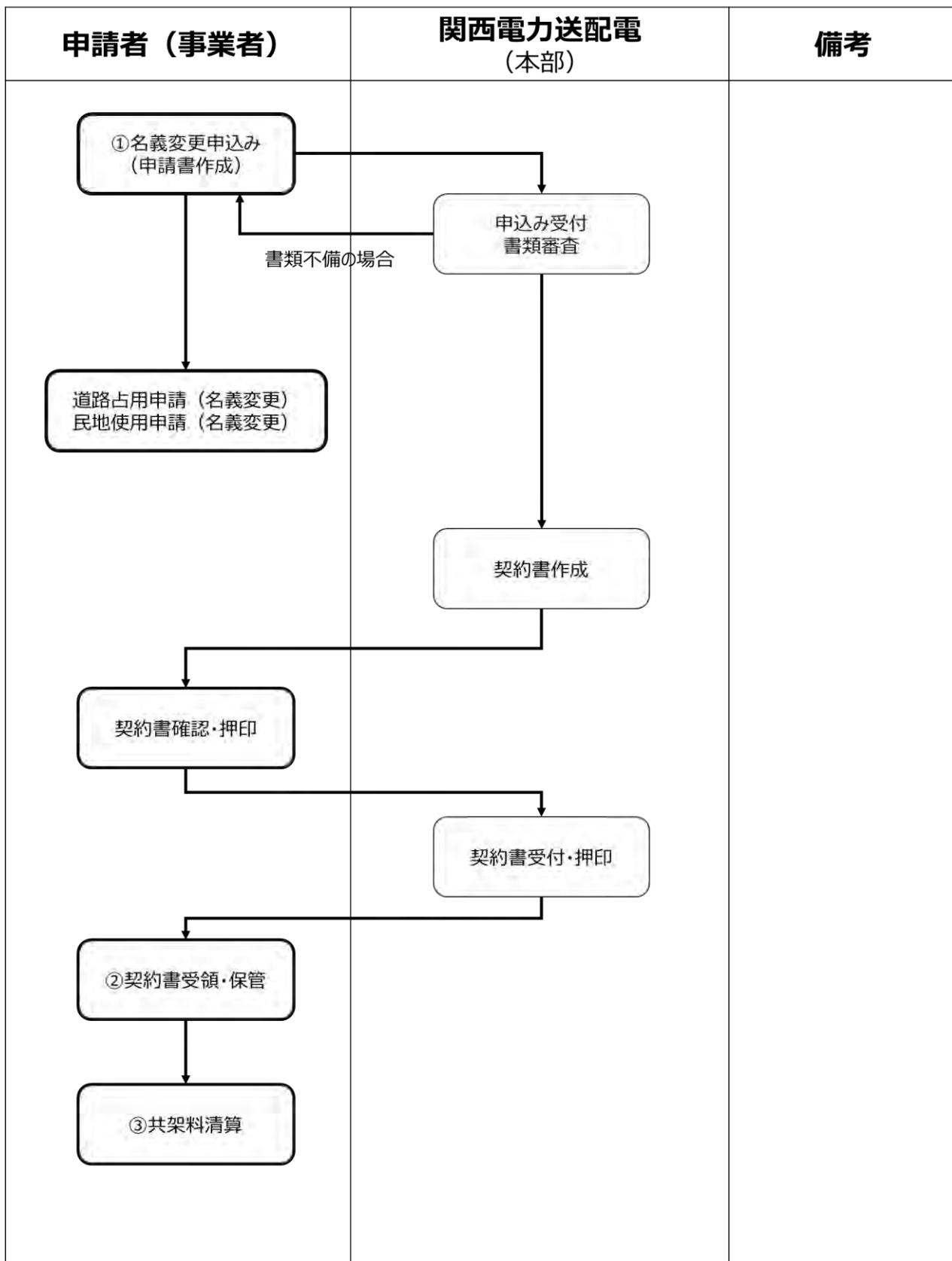
$1,400 \text{ 円} \times [3 \text{ ヶ月} / 12 \text{ ヶ月} (1 \text{ 年})] = 350 \text{ 円}$ となります。

3 名義変更 〈注：受付は当該エリアの関西電力送配電 本部になります。〉

(1) 手続きフロー

弊社電柱に共架している通信線の所有者が変更となった場合の申請フローは、以下のとおりです。(○数字は、フロー図以降の工程説明の番号に対応しております)

注：新設や廃止と申請先が異なっておりますのでご注意願います。



(2) 手続き内容の説明

①名義変更申込み（名義変更申請書類のご提出）

当社電柱へ共架している通信設備の契約名義を変更する場合、名義変更申請書類をご提出していただきます。ご提出いただいた名義変更申請書類の内容審査を行います。

* 旧名義者様に未払いの共架料がある場合は、共架料のお支払い箇所を明確にしたうえで申請いただきますようお願ひいたします。

②共架契約の締結

新名義者様と当社にてご使用期間、使用料金等を取り決めた「共架契約書」等を締結します。

* 旧名義者さまには、共架契約の廃止証明を発行いたします。

③共架料の精算

<前払い契約の場合>

既に当年度共架料をお支払いいただいている場合、旧名義者様と新名義者様の間で共架料金を引継ぎいただくようお願ひいたします。

<後払い契約>

旧名義者様へは契約廃止時または通常請求時にご請求させていただき、新名義者様へは通常請求時期にご請求させていただきます。

IV 申請書類一覧

共架手続きの各工程に必要な書類は次のとおりです。なお、様式・記入要領については、当社ホームページに掲載しておりますので必要に応じご確認ください。

注

- 共架電柱の電柱番号は、当社番号をご確認願います。電柱番号の確認方法は手引き抜粋版に記載しておりますのでご参照願います。
- 現地の電柱番号札の撮影もお願いします。（申請書の対象電柱誤りを防止するため）
- 連絡先は、日中連絡出来るものをご記入願います。
- 事前調査で「共架可」と回答させて頂いたものについて共架を実施される場合は、必要書類を不足なく提出頂きます。書類確認できましたら契約書締結手続きを行います。

共架契約申請書(通信線) 提出一覧

*通信線と機器を同時に申請される際の提出資料は、別途、問合せをお願いします。

提出工程：事前申請

	書類	仕様	必要部数	備考
1	配電柱への共架申請書(鑑)	当社様式	2部	
	連帯保証人の印鑑証明書(個人または個人印の場合)	-	1部	新規契約且つ連帯保証人が個人の場合のみ必要
2	電柱明細書	当社様式	2部	
3	共架配線図	任意様式	2部	
4	共架設備現場写真 (電柱番号札・全体・共架位置拡大)	当社様式	2部	
5	共架契約に係わる連絡先一覧	当社様式	2部	

～凡例～

●:必要 ▲:備考の条件で必要 -:提出不要

申請種別			
新設・増設	一部廃止	全廃止	名義変更
●	-	-	-
●	-	-	-
●	-	-	-
●	-	-	-
●	-	-	-
●	-	-	-

提出工程：契約申請

6	共架契約申請書兼承諾書	当社様式	3部	連帯保証人の設定がない官公署関係の契約は2部
7	名義変更申請書兼承諾書	当社様式	3部	連帯保証人の設定がない官公署関係の契約は2部
	連帯保証人の印鑑証明書(個人または個人印の場合)	-	1部	新契約者の連帯保証人が個人の場合のみ必要
8	契約電柱明細書	当社様式	3部	連帯保証人の設定がない官公署関係の契約は2部
9	共架配線図	任意様式	1部	事前申請時からルート変更となる場合のみ必要
10	共架契約に係わる連絡先一覧	当社様式(No.5と同一)	1部	変更がある場合のみ必要
11※	契約変更申請書兼承諾書	当社様式	3部	連帯保証人の設定がない官公署関係の契約は2部
12※	契約変更電柱明細書	当社様式	3部	連帯保証人の設定がない官公署関係の契約は2部
13	銀行口座振込依頼書	当社様式	1部	

●	●	●	-
-	-	-	●
-	-	-	●
●	●	●	●
▲	-	-	-
▲	-	-	●
▲	▲	▲	-
▲	▲	▲	-
-	●	●	-

※**※注意** No.11～12については、共架工事に伴い、既存契約者の契約明細が変更(単独⇒一束化、もしくは、一束化⇒単独)となる場合に、共架工事を実施する事業者による申請が必要。なお、No.6に関する書類と同時に提出されない場合、契約申請を受付いたしません。

提出工程：共架工事完了後(施工後2週間以内に提出要)

14	共架工事竣工届(鑑)	当社様式	1部	
15	契約電柱明細書	当社様式(No.8と同一様式)	1部	
16	共架竣工確認票(通信線) (電柱番号札・全体・共架位置拡大)[施工後]	当社様式	1部	

●	●	●	-
●	●	●	-
●	●	●	-

当社指示により提出を求める場合がある書類

17	共架工事作業員名簿	当社様式	1部	
18	特別教育修了証、高低圧電気取扱い講習済み証(写)	任意様式	1部	
19	配電共架位置共用に関する協定書(写) (一束化協定が必要な事業者すべて)	任意様式 ※参考例有	1部	他者吊線へ一束化する通信線の場合に必要
20	総務省認可(写)	任意様式	1部	共架する通信線が有線電気設備の場合に必要

～凡例～ ○:求める場合がある

△:備考の条件で求める場合がある -:求めない

○	○	○	-
○	○	○	-
△	-	-	-
△	-	-	-